

第五節 商標登録出願の補正方法

I 手続補正書の様式

手続補正書は、次の様式により作成します。

商施規様式第15の2（第16条関係）

【書類名】 手続補正書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）
（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

（【予納台帳番号】）

【納付金額】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

← ⊕ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、
並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

⊕ 又は 識別ラベル

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。
 - ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。ただし、書換登録申請の番号が通知されていないときは、「【申請番号】」を「【申請日】」とし「平成何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。
 - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号（書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし審判請求をした年月日を記載する。
- 3 「【補正をする者】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人又は国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願についてする場合にあつては国際登録出願に記載された文字と同一の文字を、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請又は国際登録の名義人の変更の記録の請求についてする場合にあつては国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。
- 4 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】」）の横にはるものとする。ただし、備考18に該当するときは、識別ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。
- 5 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考7から9まで及び12の場合を除く。）。

イ 「【補正対象書類名】」は、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」、「書換登録申請書」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正をする書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「商標登録を受けようとする商標」、「商標の詳細な説明」、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」、「第○類」、「承継人」、「譲渡人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「請求の理由」、「書換登録申請者」、「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【」、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【商標登録出願人】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」、「【審判請求人】」などの商標登録出願人等又は代理人の欄若しくは「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項の全てを記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるに及ばない。

7 手続に際して特許庁に提出すべきものとされている代理権を証明する書面、代表者であることを証明する書面その他の書面を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて証明書の書類名を記載し当該証明書を添付する。

8 特例法施行令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「書換登録申請者」のように手続を行った者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄

には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行った旨を記載する。

9 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を補正するときは、その全文又は「商品及び役務の区分」を単位として補正しなければならない、「【手続補正1】」の欄は次の要領で記載する。

イ 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の全文を補正するときは、「【補正対象項目名】」には「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載し、「【補正の内容】」は次のように記載する。

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

ロ 「商品及び役務の区分」を単位として補正するときは、「【補正対象項目名】」には「第○類」と記載し、「【補正の内容】」の欄は次のように記載する。ただし、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

ハ 2以上の「商品及び役務の区分」を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】 第○類

【補正方法】

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】 第○類

【補正方法】

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】

ニ 「【指定商品（指定役務）】」には、補正後の指定商品（指定役務）の全てを記載する。
この場合、指定商品（指定役務）が2以上ある場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付さなければならない。

10 商標登録を受けようとする商標を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標登録を受けようとする商標】」の欄及び商標記載欄を設け、補正後の商標登録を受けようとする商標の全体（異なる2以上の図又は写真によつて商標登録を受けようとする商標を記載する場合は、全ての図又は写真）を記載する。

11 商標の詳細な説明を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標の詳細な説明】」の欄を設け、補正後の商標の詳細な説明の全文を記載する。

12 商標法第5条第4項の物件を補正するときは、「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 商標法第5条第4項の物件を提出するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

ロ 商標法第5条第4項の物件を変更するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「変更」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第4項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

13 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

14 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の

「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

15 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考14及び16に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

ロ 商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【予納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。

ニ 商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。なお、商品及び役務の区分の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

16 「【手数料の表示】」の欄は、備考14の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申し出を行うときは、「【予納台帳番

号))」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 17 第16条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、

- 18 第16条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「**【手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書】**」とし、「【補正をする者】」の欄を「**【補正をする者及び申請人】**」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】

商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、

【表示更正登録申請に係る商標登録番号】

商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、
商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、

- ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

- ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

- ホ 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商

標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 19 その他は、様式第2の備考1から5まで、20、21、23、27、30から32まで及び41から45まで、様式第10の備考2及び5並びに様式第11の備考4と同様とする。

II 商標登録願等の補正に係る手続補正書の作成例

1. 願書、期間延長請求書、手続補正書、出願人名義変更届等に記載した事項を補正するときは、原則として、欄単位で補正します。

この場合において願書、期間延長請求書等に次に掲げる欄のうち一つを2以上設けてあるときは、当該欄に係る者又は事項のすべてを記載します。

- イ 「【商標登録出願人】」、「【書換登録申請者】」、「【請求人】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【補正をする者】」等
- ロ 「【代理人】」、「【復代理人】」等
- ハ 「【パリ条約による優先権等の主張】」

2. 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

【手続補正1】

- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】


【手続補正2】

- 【補正対象書類名】
- 【補正対象項目名】
- 【補正方法】
- 【補正の内容】

3. 願書等に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例を以下に示します。

(1) 願書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

① 「【商標登録を受けようとする商標】」の欄を補正する場合

【書類名】	手続補正書
・ (略)	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	商標登録を受けようとする商標
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【商標登録を受けようとする商標】	
	

② 「【商標登録出願人】」の欄を補正する場合

商標登録出願人が2人ある場合において、そのうちの1人の記載の誤記を補正する場合
（「商標登録出願人」を全員記載し、併せて誤記の理由を記載してください。）

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	商標登録出願人
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【商標登録出願人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】
【氏名又は名称】株式会社
【商標登録出願人】	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【住所又は居所】
【氏名又は名称】株式会社
【その他】 (誤記の理由を記載する)

③「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を補正する場合

「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の補正は、全文補正又は「商品及び役務の区分」単位の部分補正により補正することができますが、商品（役務）単位の補正はできません。

全文補正と部分補正では、【**手続補正〇**】の作成方法が異なるので注意してください。とりわけ、部分補正を目的とした補正であるにもかかわらず、【**補正対象項目名**】の記録（記載）を誤ったため全文補正の状態となり、結果として区分を減縮する補正となってしまう場合があるので十分注意して下さい。

- a. 全文補正は、「補正する区分・指定商品（指定役務）」のほか「補正しない区分・指定商品（指定役務）」を含め、「補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）」を記録（記載）しなければなりません。
- b. 部分補正は、補正する区分単位の補正後のすべての指定商品（指定役務）を記録（記載）しなければなりません。補正する区分が複数ある場合は、【**手続補正〇**】の欄を繰り返し設けて記録（記載）しなければなりません。
- c. 全文補正とするか部分補正とするかは、出願（申請）の態様（一出願1区分か一出願多区分か等）及び補正の態様（1区分の補正か複数区分の補正か等）を考慮し、簡便で間違いのない補正方法を選択してください。
- d. 【**補正対象項目名**】の欄に記録（記載）する項目名は、次のとおりです。全文補正と部分補正とは異なるので十分注意してください。
全文補正…「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」（出願）
「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」（書換）
部分補正…「第〇類」
- e. 区分重複を補正する場合は全文補正で行ってください。
例えば、「【**第1類**】【**第2類**】【**第3類**】」とすべきところ、誤って「【**第1類**】【**第1類**】【**第3類**】」としたため【**第1類**】が重複となった場合は、全文補正により「【**第1類**】【**第2類**】【**第3類**】」に補正してください。部分補正では、どちらの【**第1類**】を【**第2類**】に補正したのか不明なため認められません。
- f. 【**補正の内容**】の欄の【**指定商品（指定役務）**】に記録する指定商品（指定役務）は補正後のすべての指定商品（指定役務）を記録してください。この場合、指定商品（指定役務）が2以上あるときは、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付してください（読点（.）は付さないでください。）。
- g. 補正により区分の数を増加するときは、増加する区分の数に相当する手数料の納付が必要となります。【**手数料の表示**】の欄を設けて納付してください。

③-1 「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」の全文を補正をする場合

【書類名】	手続補正書
	・(略)
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
	【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
	【第○類】
	【指定商品（指定役務）】 ,
	【第○類】
	【指定商品（指定役務）】 ,

同じ項目名に限る

注意) 【補正の内容】の欄の「【第○類】【指定商品（指定役務）】」には「補正する区分・指定商品（指定役務）」のほか「補正しない区分・指定商品（指定役務）」を含め、「補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）」を記録（記載）してください。記録（記載）のない区分・指定商品（指定役務）は削除されたことになるので、作成に当たっては十分注意して下さい。

<補正後のすべての区分・指定商品（指定役務）を記載しなかった場合の具体例>

<出願時の状態>

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第9類】
【指定商品（指定役務）】 A, B
【第16類】
【指定商品（指定役務）】 C, D

<【第9類】の「B」のみを削除する補正をしたい>

このとき【手続補正1】を次のように作成すると、【第9類】は正しく補正されますが、【第16類】が削除されることとなり、意に反した補正となってしまいます。

【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第9類】
【指定商品（指定役務）】 A

③-2 「【第○類】」を補正する場合

※ 「【第○類】」の「【指定商品（指定役務）】」を補正する場合は、「【第○類】、【指定商品（指定役務）】」を単位として補正します。

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第○類】	_____
【指定商品（指定役務）】,

同じ類に限る

③-3 「【第○類】」を複数補正する場合

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第○類】	_____
【指定商品（指定役務）】,
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第○類】	_____
【指定商品（指定役務）】,

同じ類に限る

注1) 補正する区分単位に【手続補正1】【手続補正2】のように【手続補正n】の欄を繰り返し設けて作成してください。

以下の例は認められないので注意してください。

〈【補正対象項目名】の欄に区分を複数記録（記載）する補正〉

〈認められない補正例〉

【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第9類、第28類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第9類】	
【指定商品（指定役務）】,
【第28類】	
【指定商品（指定役務）】,

〈【補正対象項目名】が「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と「第〇類」の組み合わせ〉

〈認められない補正例〉

【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第9類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第9類】	
【指定商品（指定役務）】,
【手続補正2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第28類】	
【指定商品（指定役務）】,

〈【補正対象項目名】が「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の重複〉
〈認められない補正例〉

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 9 類】

【指定商品（指定役務）】 ,

【手続補正 2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 2 8 類】

【指定商品（指定役務）】 ,

③-4 「【第○類】」を削除する補正の場合

※ 「【第○類】」の「【指定商品（指定役務）】」を削除する場合は、「【第○類】」を単位として補正します。この場合「【補正の内容】」の欄は記載しないでください。

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	削除

③-5 「【第○類】」を複数削除する補正の場合

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	削除
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第○類
【補正方法】	削除

③－6 区分の誤記を補正する場合

(例) 「【第2類】」を「【第1類】」に変更する補正例

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第2類
【補正方法】	削除
【手続補正2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第1類
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【第1類】	
【指定商品 (指定役務)】,

注1) 区分の誤りを補正するときは、【手続補正n】の欄を繰り返し設け、誤った区分を「削除」し、正しい区分を「追加」する補正をして下さい。
次のような補正は認められないので注意して下さい。

<認められない補正例>

【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第2類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第1類】	
【指定商品 (指定役務)】,

④ 「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」を補正する場合

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	団体商標登録願
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する 書面
	1

注

注 既に「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」を提出し、新たに当該証明書の補正をするときは「変更」とします。

(2) 手続補正書に記載した事項の補正に係る手続補正書の作成例

① 「【補正をする者】」の欄を補正する場合

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
・	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	手続補正書
【補正対象項目名】	補正をする者
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【補正をする者】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	・・・・・・・・・・・・・・・・
【氏名又は名称】	・・・・株式会社

② 「【手続補正〇】」の欄を補正する場合

既に提出されている手続補正書

【書類名】	手続補正書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
・	
・ (略)	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	標準文字
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第〇類】	
【指定商品 (指定役務)】	・・・・,・・・・,・・・・,

注

注 「第〇類」の誤記

提出する手続補正書

【書類名】	手続補正書
・	
・ (略)	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	手続補正書
(【補正対象書類提出日】)	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【補正対象項目名】	手続補正 1
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第〇類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第〇類】	
【指定商品 (指定役務)】,,

注

注 「【補正対象書類名】」のみでは補正対象書類を特定することができないときに記載します。